

# 目次

<b>第1章 計画の概要</b> .....	<b>1</b>
1. 計画改定の背景 .....	1
2. 計画の位置づけ .....	2
3. 計画の対象 .....	3
<b>第2章 清掃事業の現状と課題</b> .....	<b>5</b>
1. 清掃事業の役割 .....	5
2. 区が行う資源回収・ごみ処理 .....	7
3. 清掃事業の課題 .....	11
<b>第3章 循環型社会形成のための基本的な考え方</b> .....	<b>20</b>
1. 基本理念 .....	20
2. 基本方針 .....	21
3. 目標値の設定と管理 .....	22
4. ごみ量推計 .....	23
5. 区民・事業者・区の協働 .....	24
<b>第4章 循環型社会形成のための施策</b> .....	<b>25</b>
施策1 不用な「もの」を出さない暮らしや事業活動の促進 .....	26
施策2 分別の徹底とリサイクルの推進 .....	27
施策3 安定的な収集・処理の推進 .....	29
施策4 情報提供と意識啓発の推進 .....	30
<b>第5章 生活排水処理基本計画</b> .....	<b>32</b>
1. 現状 .....	32
2. 基本方針 .....	33
3. 施策 .....	33
<b>資料編</b> .....	<b>35</b>

## 1. 計画改定の背景

世田谷区は、平成 17 年度から平成 26 年度を計画期間とした、「世田谷区一般廃棄物処理基本計画－環境に配慮した持続可能な社会を目指して－」（平成 17 年 3 月発行、平成 22 年 3 月改定）を策定し、持続可能な社会の実現に向けた施策を展開してまいりました。

国においては、平成 25 年に「第三次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、再生利用『リサイクル』より優先順位の高い 2R（発生抑制『リデュース』・再使用『リユース』）の推進、使用済製品からの有用金属の回収、水平リサイクル<sup>1</sup>等の高度なりサイクルの推進などを掲げています。国の「中央環境審議会」及び「産業構造審議会」においては、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」<sup>2</sup>の改正に向けた議論がなされており、拡大生産者責任<sup>3</sup>による事業者責任の強化と、消費者・事業者・自治体の役割分担が明確にされることが期待されます。また、東日本大震災において、大量に発生した災害廃棄物の処理が大きな社会問題となったことから、災害時における廃棄物処理体制を準備しておくことの重要性を指摘しています。

区は、平成 25 年度に、世田谷区の望ましい将来像の実現に向け、区民主体のまちづくりを進め、自治の発展を目指す区政の基本的な指針として、新たな「世田谷区基本構想」と「世田谷区基本計画」を策定しました。また、廃棄物の減量及び適正処理に関して調査・審議する世田谷区清掃・リサイクル審議会より、平成 26 年 8 月に「世田谷らしい更なるごみ減量施策について」の提言がなされています。

前回の改定版の策定時から 5 年を経て、国の計画や区の上位計画並びに審議

1 アルミ缶からアルミ缶を製造するように、使用済製品を原料として用いて、品質の劣化しない同一の製品を製造するリサイクルです。

2 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）は、家庭から出る容器包装廃棄物（紙容器、びん、缶、ペットボトル、プラスチック容器など）の減量化と再資源化を促進するために制定された法律です。

3 生産者は生産行為だけに責任を負うのではなく、それがごみとなった段階にまで責任を負うべきであるとする考え方です。OECD（経済協力開発機構）により提唱され、わが国では「循環型社会形成推進基本法」に明記されています。

会提言などを踏まえて、これまでの3Rの推進から発生抑制『リデュース』と再使用『リユース』の2Rに重点を置き『世田谷区一般廃棄物処理基本計画』を全面的に見直しました。

### リサイクルよりも2R（発生抑制と再使用）を推進する理由

ごみを減らすためには、3R（発生抑制『リデュース』、再使用『リユース』、再生利用『リサイクル』）を推進する必要があります。

リサイクルを推進することで、資源の保全や環境負荷の低減ができます。しかし、リサイクルも環境負荷を生じ、ごみとして処理する以上の費用がかかることがあります。

一方、2Rはそもそも不用な「もの」を発生させない取組みですので、ごみ処理やリサイクルのための環境負荷や費用が発生しません。そのため、2Rは環境にやさしいことはもちろんのこと、節減した費用を財源とすることで、区民サービスの向上につながる理想的なごみ減量の取組みと考えています。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、中・長期的視点から世田谷区の一般廃棄物（資源・ごみ、生活排水）に関する施策の方向性を明らかにするものです。本計画の位置づけは次の通りです。

- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」第6条第1項及び「世田谷区清掃・リサイクル条例」第35条に規定する一般廃棄物処理計画に該当します。
- 「世田谷区基本構想」（平成25年から20年間）、「世田谷区基本計画」（平成26年度から平成35年度）を上位計画とし、「世田谷区環境基本計画」と整合を図るものです。
- 東京都が策定する「東京都廃棄物処理計画」、東京二十三区清掃一部事務組合<sup>4</sup>（以下、「清掃一組」という。）が策定する「東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理基本計画」との整合を図るものです。

4 可燃ごみ、不燃・粗大ごみの中間処理（焼却や破碎など）及びし尿の処理をより効率的に行うため、世田谷区を含む東京23区が地方自治法に基づいて平成12年4月1日に設立した特別地方公共団体です。

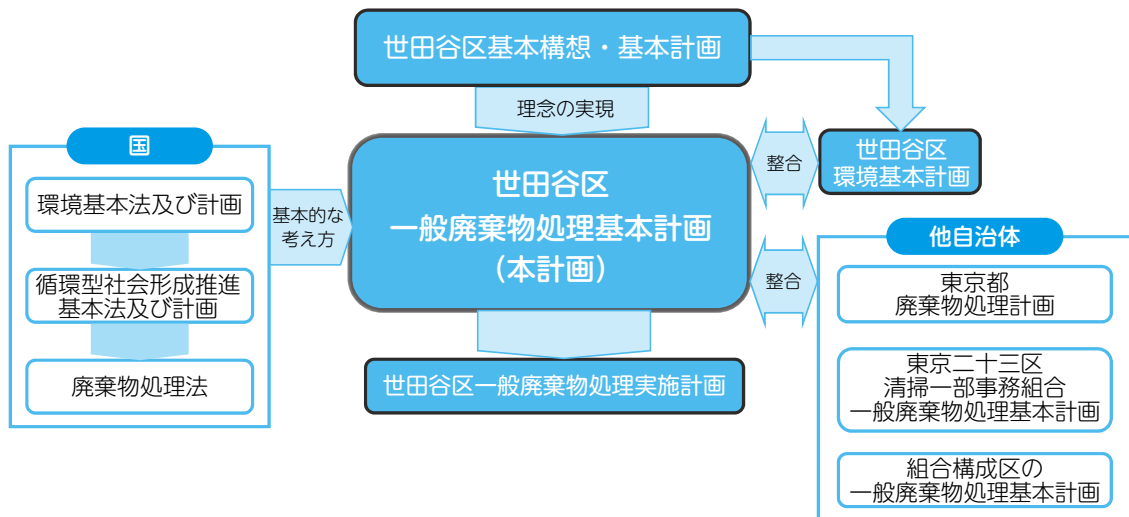


図 1-1 本計画の位置づけ

### 3. 計画の対象

#### (1) 計画期間

計画期間は平成 27 年度から平成 36 年度の 10 年間で、計画の前提条件に大きな変更があった場合など、概ね 5 年で見直すこととします。

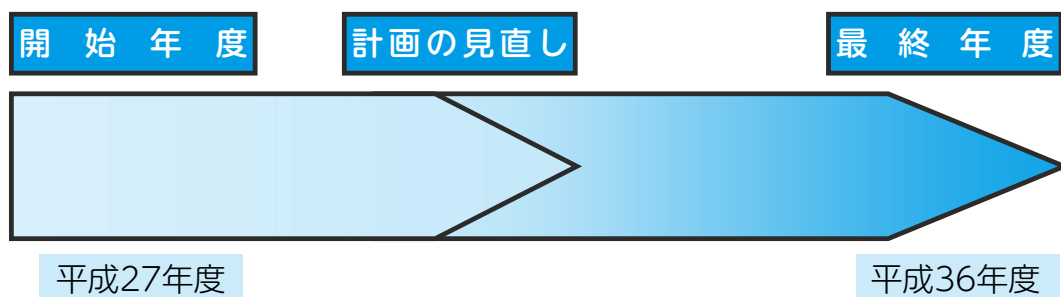


図 1-2 計画期間

#### (2) 対象廃棄物

本計画では、「廃棄物」、「資源」、「ごみ」を次のように定義します。

- 廃棄物

家庭や事業所から排出される不要なもので、「資源」、「ごみ」、「生活排水」の総称です。

- 産業廃棄物

事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、燃え殻、汚泥など廃棄物処理法に定めるものです。

- 一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物です。家庭から排出されるものと、事業活動から排出されるものから成ります。

- 資源

家庭や事業所から排出される不要なもののうち、区が資源回収の対象としている品目、または、有償で買い取ってもらえる品目のことです。

- ごみ

家庭や事業所から排出される不要なもののうち、区が資源回収の対象とせず、かつ、有償で買い取ってもらえない品目のことで、発生源によって、「家庭ごみ」と「事業系ごみ」と定義します。

本計画では、区内で発生するすべての一般廃棄物（資源・ごみ、生活排水）とあわせ産廃<sup>5</sup>を対象とします。

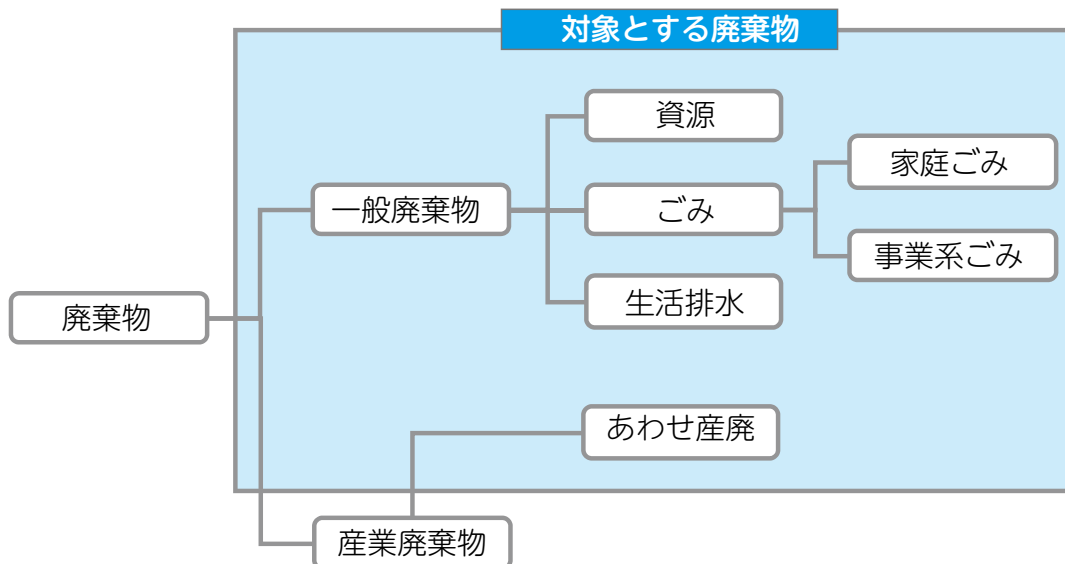


図 1-3 対象廃棄物

5 世田谷区が、一般廃棄物の処理または、その処理施設の機能に支障が生じない範囲において、一般廃棄物をあわせて処理することが必要と認める産業廃棄物のことです。区では、紙くず、木くず、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチックの5品目を指定しています。



## (2) ごみ処理の工程

ごみ処理は、図 2-2 に示すように、発生から最終処分に至るさまざまな工程から構成されます。家庭や事業所で発生したごみは、家庭や事業所などで保管されたのち、集積所に排出され、収集以降の処理工程に送られます。ごみ処理というと、収集から最終処分までの工程と理解されがちですが、ごみが発生した段階からごみ処理の工程は始まっています。工程ごとの管理目標は表 2-1 となります。

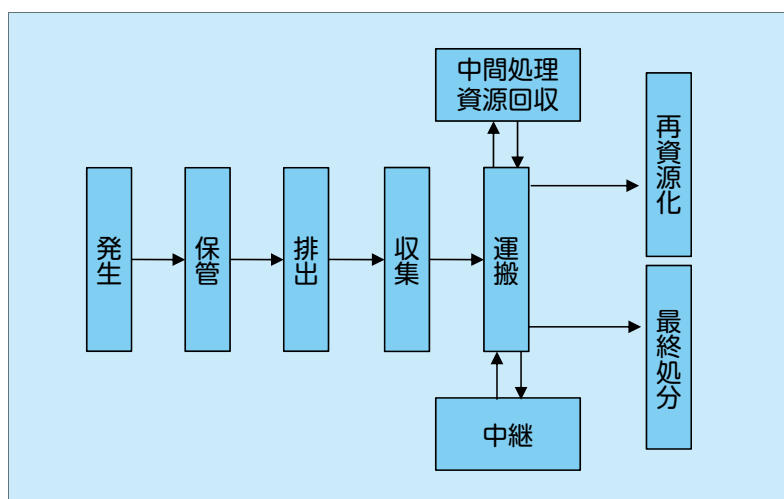


図 2-2 ごみ処理系を構成する工程

表 2-1 清掃事業の管理目標

工程	管理目標
発生・保管・排出	<ul style="list-style-type: none"> <li>●区民及び事業者に対して、ごみの発生抑制及び分別保管を要請します。またそのために、必要な指導を行います。</li> <li>●街の美化を維持するために、必要な措置を行います。</li> </ul>
収集・運搬・中継	<ul style="list-style-type: none"> <li>●排出されたごみによって、生活環境に支障が生じないうちに収集します。収集運搬に伴う環境負荷を最小限に抑制するための方策を講じます。</li> </ul>
中間処理・資源回収	<ul style="list-style-type: none"> <li>●可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみについては、清掃一組で処理します。</li> <li>●再資源化については、資源回収事業を実施するとともに、地域における集団回収等を促進します。</li> <li>●処分先における環境負荷を抑制するために、処分施設に搬入する物量を抑制し、組成を適切なものとします。</li> </ul>
再資源化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●回収した資源を円滑に再資源化します。</li> </ul>
最終処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>●焼却残さは全量を東京都が運営する海面埋立処分場で最終処分します。その限られた埋立容量を長く活用するために、搬入する量の抑制に努めます。</li> </ul>
コスト管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公衆衛生・環境保全・区民の利便性と、それに掛かる費用を総合的に評価しながら、最も効率的な清掃事業を目指して改善努力を続けます。</li> </ul>

## 2. 区が行う資源回収・ごみ処理

区は、平成 26 年度当初時点で、以下のような資源回収・ごみ処理を実施しています。

### (1) 資源・ごみの分別区分と収集方法

資源・ごみの分別区分と収集方法は、表 2-2 のとおりです。

表 2-2 資源・ごみの分別区分と収集方法

分別区分	主な対象品目	収集方法	収集頻度等	
可燃ごみ	生ごみ、紙おむつ、プラスチック類など	集積所	週 2 回	
不燃ごみ	金属類、ガラス類、陶磁器類、一辺が 30cm 以下の家電製品など	集積所	月 2 回	
粗大ごみ (家電リサイクル品目 <sup>(注)</sup> ・パーソナルコンピュータは除く)	布団、自転車などの一辺が 30cm を超えるもの	戸別	申込制	
資源	古紙	新聞、雑誌類 (雑誌・その他の紙)、段ボール	集積所	週 1 回
	びん	飲料用・食品用のガラスびん	集積所	週 1 回
	缶	飲料用・食品用のアルミ・スチール缶	集積所	週 1 回
	ペットボトル	飲料用・調味料用のペットボトル	集積所	月 2 回
	紙パック	牛乳パック	拠点回収	回収ボックス
	白色発泡トレイ	白色の発泡スチロール製のトレイ	拠点回収	回収ボックス
	食品用透明プラスチック	無色透明の食品用トレイ	拠点回収	回収員手渡し
	色・柄付き発泡トレイ	色や柄がついている発泡スチロール製のトレイ	拠点回収	回収員手渡し
	廃食用油	てんぷら油・サラダ油等の食用油	拠点回収	回収員手渡し

(注) 家電リサイクル法 (正式名称：特定家庭用機器再商品化法) の対象品目で、エアコン、テレビ (ブラウン管、液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機が該当します。

### (2) 回収・収集作業

回収・収集作業は、集積所に排出された資源・ごみを清潔かつ安全に収集し、それらを円滑に処理施設やリサイクル施設に搬入することを目標としています。回収・収集作業の従事者は、区民・事業者とコミュニケーションを図りながら、集積所に適正に排出された資源・ごみを確実に収集しています。

資源・ごみを集積所まで自分で出すことができない 65 歳以上の 1 人暮らしの高齢者等 (要介護 2 程度、障害者) については、玄関先等から資源回収・ごみ収集を行うとともに、安否確認を行い異常時には必要な措置を講じる「安否



確認付き高齢者等訪問収集」を実施しています。なお、粗大ごみを屋外に自分で出すことができない65歳以上の高齢者、障害者世帯については、室内から運び出す「粗大ごみ運び出し収集」を実施しています。また、飲食店などが密集する特定の繁華街については、午前7時台の早朝収集を実施しています。

車両の運行にあたっては、交通法規を遵守するとともに、燃料消費・騒音・排ガス発生の抑制などに努めています。また、車両の整備を適切に行うとともに、積み込み作業時の排気ガスの排出を抑制できる電動架装車両など、環境に配慮した車両も導入しています。

### (3) 中間処理・最終処分

清掃一組が運営する清掃工場や不燃ごみ処理センター、粗大ごみ破碎処理施設で中間処理（焼却・破碎）を行った後、東京都が設置・運営している中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場へ埋立処分しています。新海面処分場は、東京23区最後の処分場と言われており、ごみの発生・排出を抑制することにより、最終処分量を減らし、埋立処分場の延命化に取り組まなければなりません。

#### ① 可燃ごみ

可燃ごみは、主に世田谷区に在する千歳清掃工場、世田谷清掃工場の2工場に搬入し焼却処理しています。一部は、目黒清掃工場、多摩川清掃工場など世田谷区外の清掃工場に搬入し焼却処理しています。

#### ② 不燃ごみ

不燃ごみは、区内の中継所に搬入し、金属製品（鍋・フライパン等）、小型家電、蛍光灯、スプレー缶などを選別した後、不燃ごみ処理センターで処理しています。金属製品や小型家電等はリサイクル業者に売却し、有用金属等をリサイクルしています。蛍光灯等は、金属水銀を含むため、民間業者に委託して適正に処理しています。

#### ③ 粗大ごみ

粗大ごみは、区内2箇所の中継所に搬入し、金属部分を含む製品を選別した後、粗大ごみ破碎処理施設に搬入し、破碎しています。破碎後の可燃物は焼却処理し、不燃物は埋立処分しています。金属部分を含む製品はリサイクル業者に売却し、有用金属等をリサイクルしています。なお、エコプラザ用賀において、まだ使用できる家具等を修理し、希望の方に抽選で有償にて提供しています。

#### ④ 資源

古紙・缶・ペットボトル等の資源は、民間の処理施設で中間処理・再商品化しています。なお、ガラスびんは世田谷区資源循環センター（リセタ）で中間処理を実施し、民間の処理施設で再商品化しています。

#### (4) 助言・指導

区は清掃事業を適正かつ効率的に遂行するために、資源・ごみの分別や排出に関する助言や指導をしています。

##### ① 清掃職員による排出指導

清掃職員による専任の「ふれあい指導班」が、集積所等において、区民及び事業者へ資源・ごみの適正排出に関する助言と要請（ふれあい指導）をしています。また、ごみ収集の直接の担い手である清掃職員の区民及び事業者とのコミュニケーション等の能力を向上するために、研修を実施しています。

##### ② 不法投棄・不適正排出ごみの取扱い

家電リサイクル法の対象品やパーソナルコンピュータ、排出禁止物（タイヤ・バッテリー・石膏ボードなど）が集積所に排出された場合は、警告などの措置をとっています。頻繁に不法投棄される集積所には、警告看板の設置等による対策を講じています。また、分別区分のルールを守らず資源・ごみを排出する者への指導を強化する等、適正な分別排出を推進しています。

#### (5) 区民及び事業者の責務

区民及び事業者の責務を表 2-3 に示します。

表 2-3 区民及び事業者の責務

区民 事業者	●資源・ごみは、区が定める区分に従って適正に分別すること。
	●資源・ごみの減量化及び再利用、リサイクルの推進等に努めること。
	●資源・ごみは、分別区分に応じた収集日の午前8時まで、資源・ごみ集積所等に排出すること。資源・ごみの排出に際しては、集積所の清潔維持に努めること。
	●集合住宅においては、分別した資源・ごみを保管するための場所を指定し、専用の集積所を用意すること。
事業者	●店舗と住居を兼ねている事業者においては、事業系ごみと家庭ごみの分別を徹底すること。
	●事業系ごみは、家庭ごみの収集に影響がない範囲において区で収集を行うこととなっており、区の収集を利用する事業者は負担の適正化の観点から、必ず所定の処理料金の事業系有料ごみ処理券を購入し貼付すること。
	●事業系ごみを一定量以上排出する場合には、区が許可する一般廃棄物処理業者に処理を委託すること。

## (6) 民間での処理

区の許可を受けた一般廃棄物処理業者や資源回収業者が行う、資源・ごみ処理及びリサイクル活動を区の清掃事業の一環と位置づけ、支援等を行っています。

### ① 集団回収・地区回収

集団回収・地区回収とは、町会、集合住宅、PTA など 10 世帯以上で構成される地域の住民団体が、各家庭から出る資源を持ち寄り、団体が契約した資源回収業者に引き渡す自主的なリサイクル活動です。区に登録した団体（資源再利用活動団体）には、回収量に応じて区から報奨金が支給されます。区は、効率的で、ごみ減量の意識醸成及び良質な資源の回収が期待できる集団回収・地区回収活動を支援しています。

### ② 事業系リサイクルシステム

事業系リサイクルシステムとは、事業者が排出する「古紙・ガラスびん・アルミ缶・スチール缶」の資源の有効活用を推進するため、資源回収事業者の組合と区が協定を結び、実施している区内事業者向けのリサイクルシステムです。区内事業者向けの事業系有料ごみ処理券を使用して区の収集を利用するよりも価格が安く、事業所の営業時間内に事業所から直接回収するなど利便性を高めています。

### ③ 事業系ごみの民間処理

事業系ごみは、排出事業者の自己処理を原則とします。一般廃棄物の処理料金の上限は区の条例で規定しているので、排出事業者は合理的な費用で民間業者のサービスを利用することができます。区は、排出事業者に対して民間業者とのごみ処理契約の締結を促しています。

### ④ 一般廃棄物処理業の許可及び指導

一般廃棄物処理業者は、区の一般廃棄物処理業の許可を受けて、廃棄物処理法の定める基準に従って区域内のごみ処理を行います。業の許可は区長が行いますが、許可の申請受付及び内容審査は、東京二十三区清掃協議会<sup>7</sup>が行います。区は、一般廃棄物処理業者のごみ処理の状況を監督し、必要な指導を行っています。

---

<sup>7</sup> 東京二十三区清掃協議会とは、廃棄物の収集及び運搬に係る請負契約の締結に関する事務を管理し及び執行するため、東京 23 区及び清掃一組が設置した協議会です。

### 3. 清掃事業の課題

#### (1) 地域特性からの課題

##### ① 人口

世田谷区の人口は増加しており、世田谷区の人口推計によると、本計画の計画期間中は人口増加が予想されています。一人あたりのごみ量が減少しても、人口が増加すればごみの総量は増加することから、人口増に対応したごみ処理体制の構築が必要です。

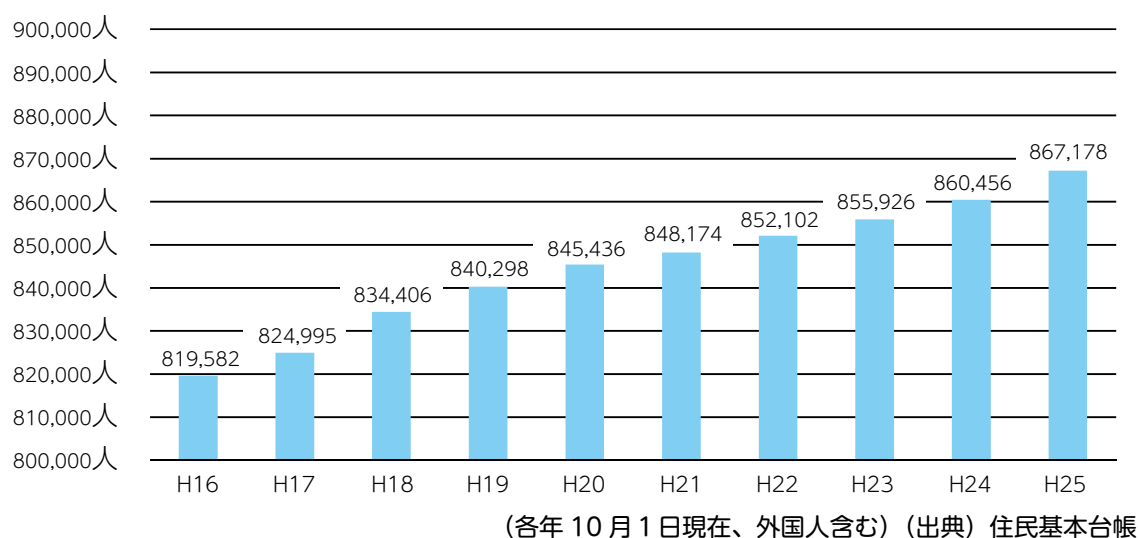
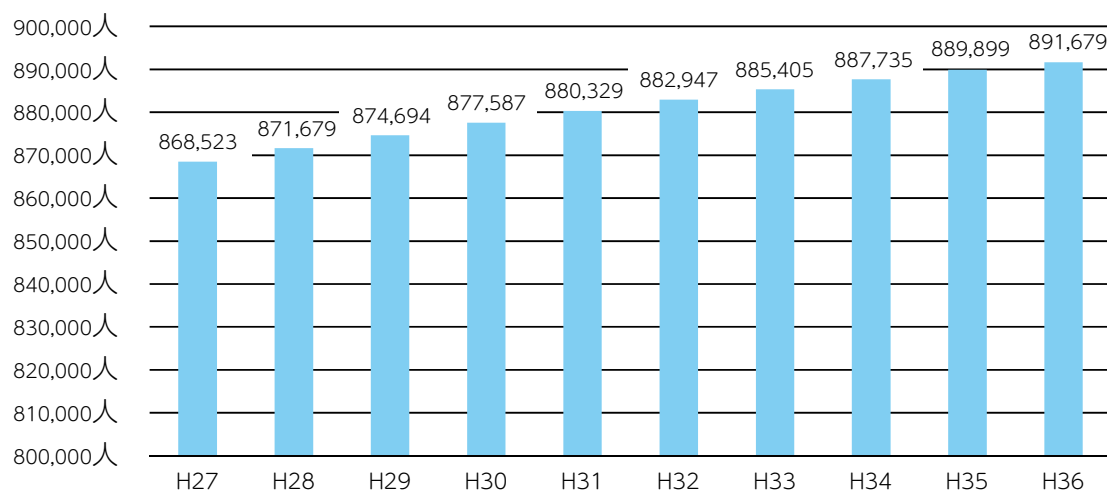


図 2-3 人口の推移 (平成 16 ~ 25 年度)



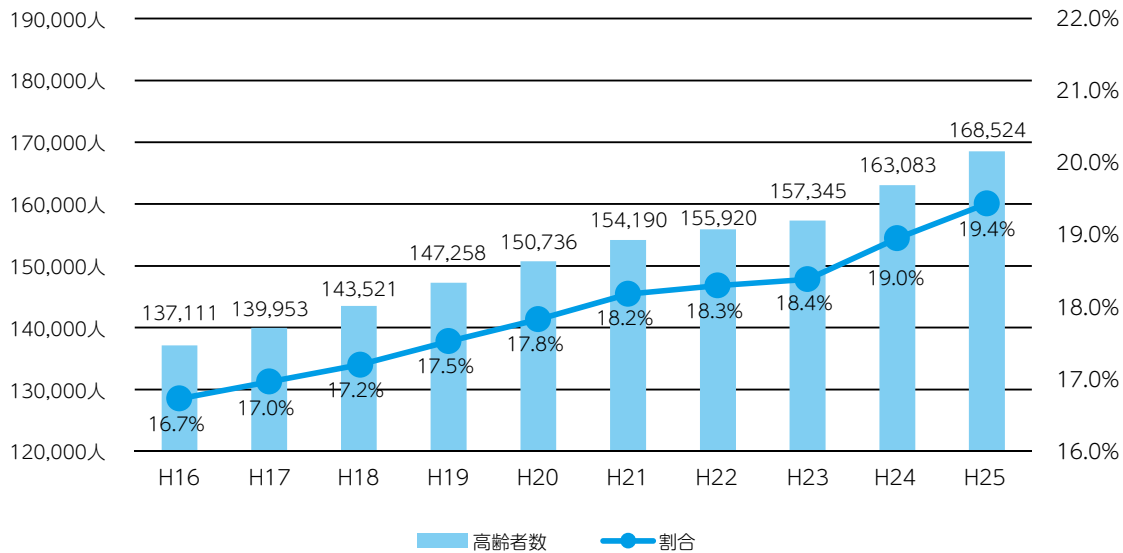
(注) 平成27年1月現在で、区の総人口は推計値を上回る増加傾向にあり、引き続き人口動向を注視し検討している。

(出典) 世田谷区 (外国人含む)

図 2-4 人口推計 (平成 27 年度以降)

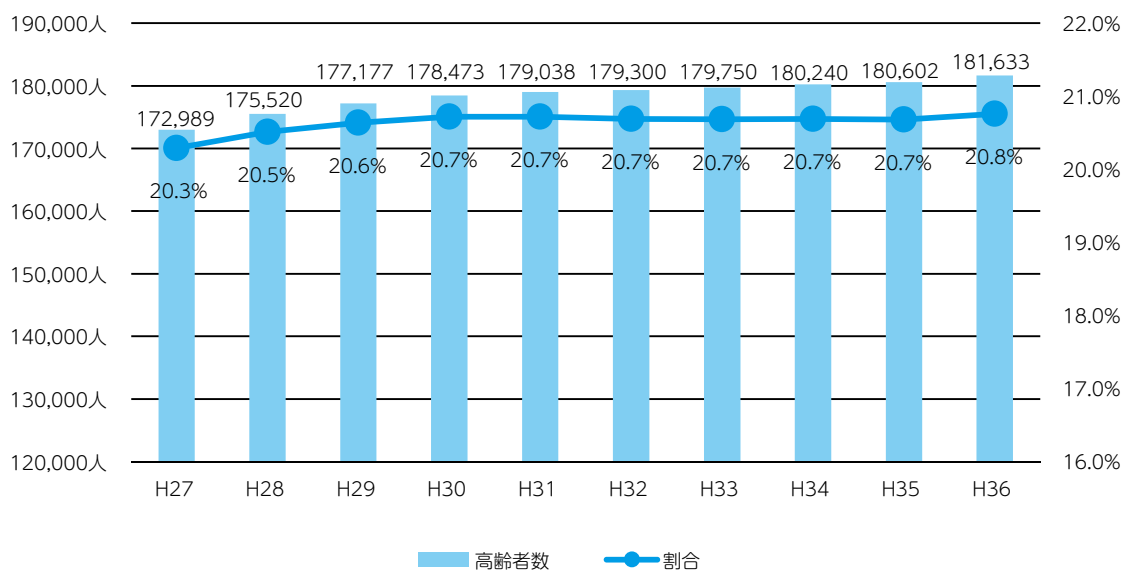
## ② 高齢者人口

人口が増加する中で、特に高齢者（65歳以上）人口とその割合の増加が顕著になっています。世田谷区の人口推計によると、本計画の計画期間中の高齢者人口は増加が予想されていることから、高齢者に配慮した収集体制の構築が必要です。



(各年 10月1日現在外国人含む) (出典) 住民基本台帳

図 2-5 高齢者人口の推移 (平成 16 ~ 25 年度)



(外国人を含まない) (出典) 世田谷区

図 2-6 高齢者人口推計 (平成 27 年度以降)

### ③ 家族人数別の世帯数

世田谷区の世帯数は増加していますが、世帯あたりの平均人数は2人を下回っています。特に、単身者の増加が著しいことから、単身者を中心とした普及啓発施策を検討する必要があります。

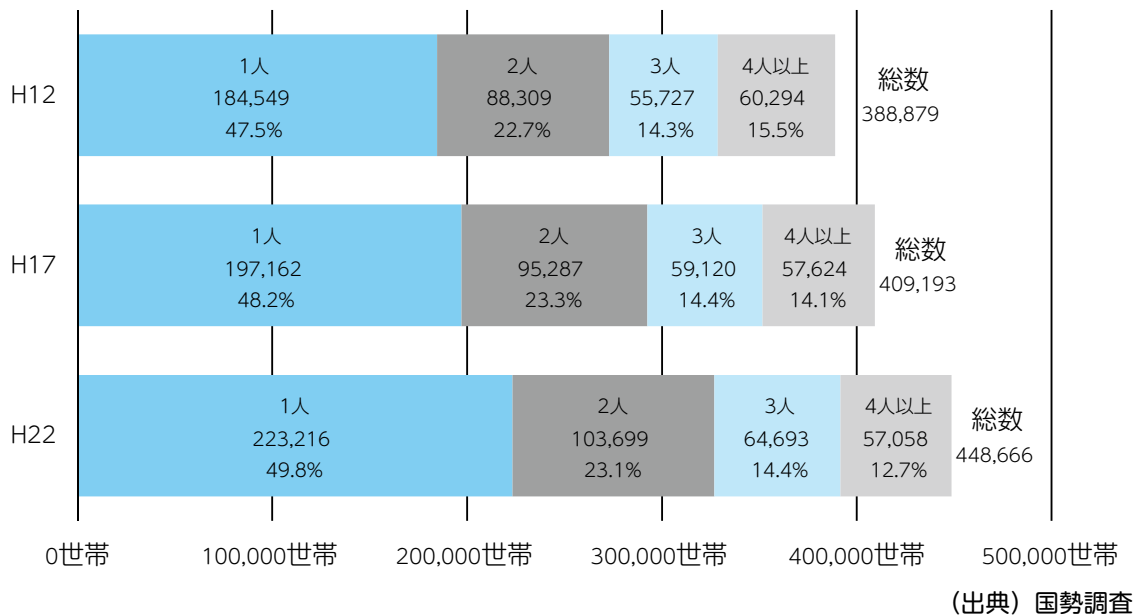


図 2-7 家族人数別の世帯数の推移

### ④ 住居形態別の世帯数

住居形態別では、マンションやアパートなどの集合住宅が増加しています。住居形態に対応した適正な収集体制の整備が必要です。

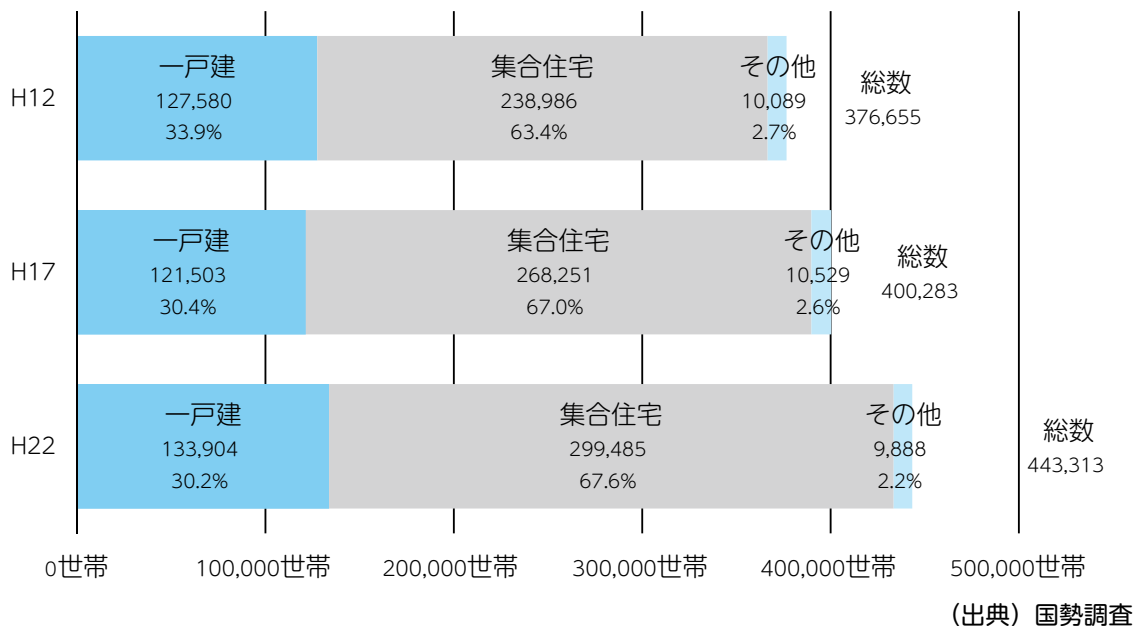
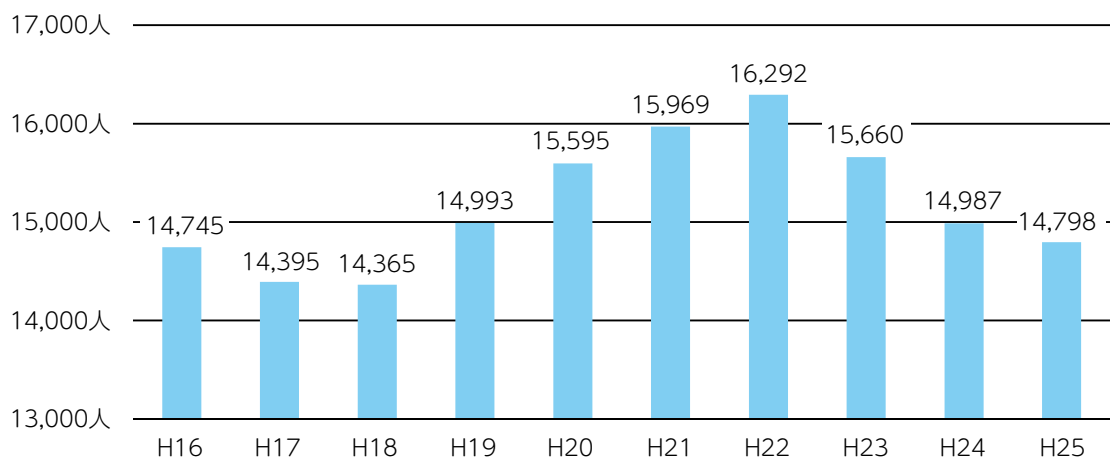


図 2-8 住居形態別の世帯数の推移

## ⑤ 外国人人口

様々な言語を使用する外国人が居住していることから、適正な分別や集積所の利用を促進するための普及啓発施策が重要です。



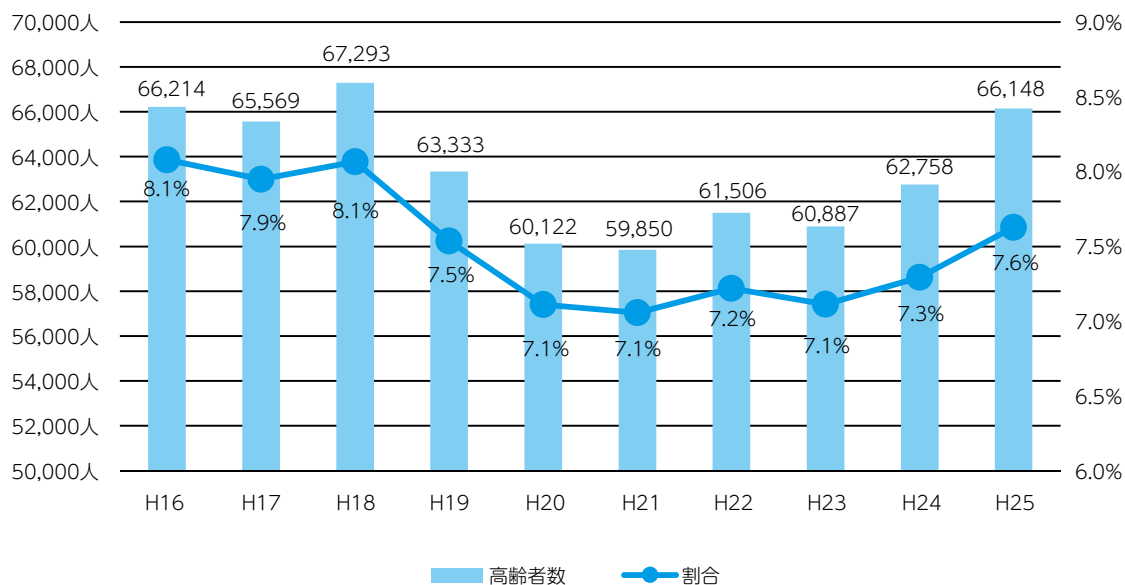
(各年 10 月 1 日現在)

(出典) 平成 23 年までは外国人登録者数、平成 23 年以降は住民基本台帳

図 2-9 外国人人口の推移 (平成 16 ~ 25 年度)

## ⑥ 転入者数

世田谷区の転入者数は近年 6 万人前後 (人口の約 7 ~ 8 %) で推移しています。転入者に資源・ごみの排出ルールを正確に周知する必要があります。

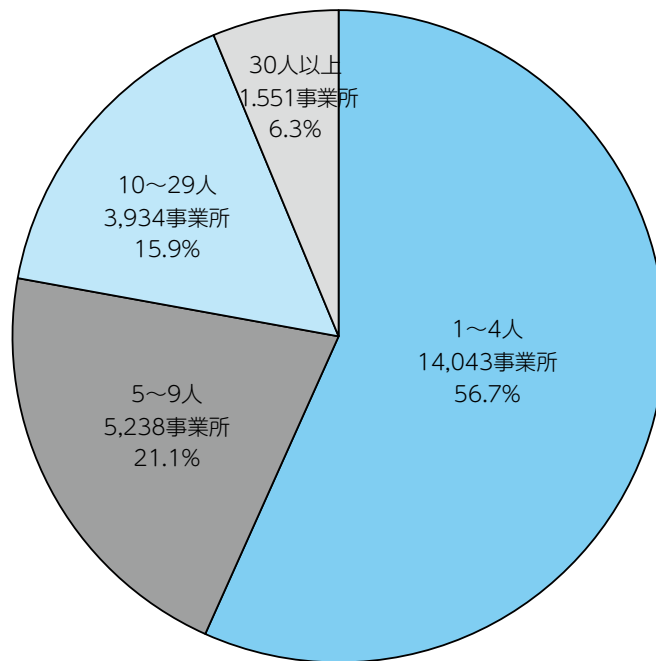


(出典) 住民基本台帳

図 2-10 転入者数と割合の推移 (平成 16 ~ 25 年度)

⑦ 事業所の状況

世田谷区の事業所の56.7%は従業員数が5人未満の事業所です。事業系ごみについては自己処理が原則ですが、小規模な事業所の多くは区収集を利用していると考えられます。許可業者の収集が促進されるとともに、一方で区収集を利用する場合は事業系有料ごみ処理券の貼付が徹底されるような施策を検討する必要があります。



全 24,766 事業所 (出典) 平成 21 年経済センサス

図 2-11 従業員数別の事業所数



## (2) 清掃事業の課題

### ① 前計画の達成状況

前計画（平成 22 年度から平成 26 年度）では数値目標として、平成 26 年度の区民 1 人 1 日あたりのごみ排出量とリサイクル率<sup>8</sup>を設定しました。平成 25 年度の実績値を比較すると、区民 1 人 1 日あたりの排出量は目標値 540g に対して実績値は 579g（達成率 93%）、リサイクル率は目標値の 24.0% に対して実績値は 21.4%（達成率 89%）です。

$$\text{リサイクル率} = \text{資源回収量 (t)} \div (\text{区ごみ収集量 (t)} + \text{資源回収量 (t)})$$

(資源回収量：分別収集量、集団・地区回収量、拠点・店頭回収量の合計)

表 2-4 前計画の数値目標の達成状況

	平成 25 年度 (実績値)	平成 26 年度 (目標値)	達成率
区民 1 人 1 日あたりのごみ排出量 (g/人日)	579	540	93%
リサイクル率	21.4%	24.0%	89%

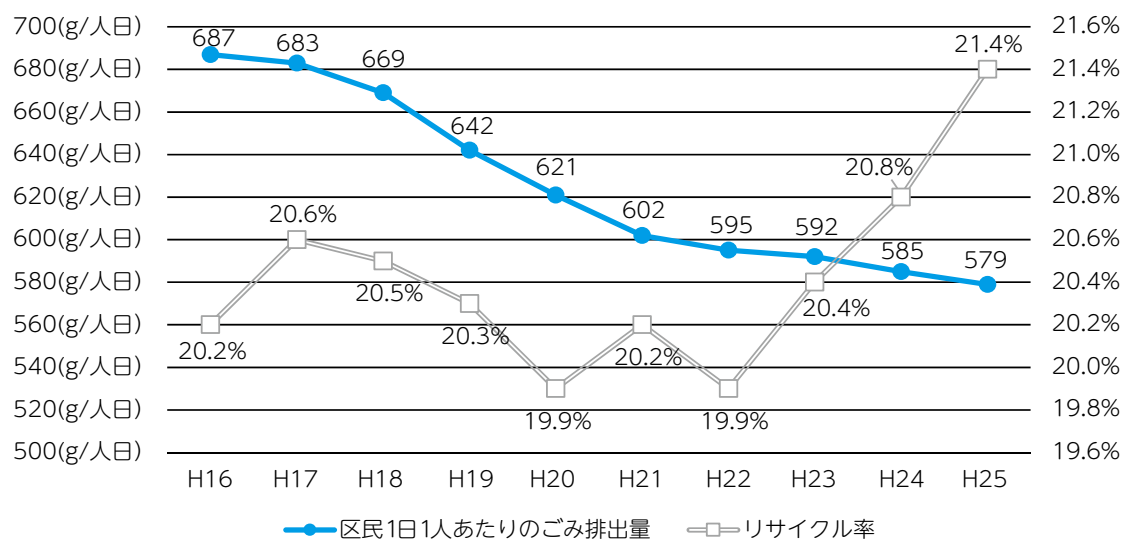


図 2-12 区民 1 日 1 人あたりのごみ排出量とリサイクル率の推移

8 区の資源回収量が増加するとリサイクル率は増加しますが、資源物の発生抑制や民間でのリサイクルが進むと減少することになります。そのため、リサイクル率は区全体の 3R の推進をはかるものではないため、本計画の指標としては設定しません。

② 資源・ごみ量の推移と家庭ごみ組成分析調査について

平成16年度から平成25年度にかけて、ごみ収集量は減少傾向にあります。減少割合は鈍化しています。資源回収量は、平成19年度までは5万t台でしたが平成20年度からは4万t台で推移しており、その結果、リサイクル率は20%前後で推移しています。なお、平成20年10月に、区内全域で分別区分の変更（廃プラスチック等を不燃ごみから可燃ごみに変更）を実施しているため、平成21年度以降は可燃ごみが増加し、不燃ごみが減少しています。

平成26年度に実施した家庭ごみ組成分析調査によると、可燃ごみには23.1%の資源化可能物が含まれており、内訳は紙類が14.7%、布類が5.7%、プラスチック類が2.5%、不燃系資源化可能物が0.2%となっています。また、不燃ごみには12.0%の資源化可能物が含まれており、内訳はびん類が9.3%、缶類が2.4%、紙類などの可燃系資源化可能物が0.3%となっています。そのため、ごみに含まれる未使用食品や資源化可能物を減らすなど、更なるごみ減量をはかる必要があります。

普及啓発による2Rの促進、古紙類をはじめとする既存リサイクル品目の回収率の向上、リサイクルの推進などにより、ごみ収集量を削減することが求められています。

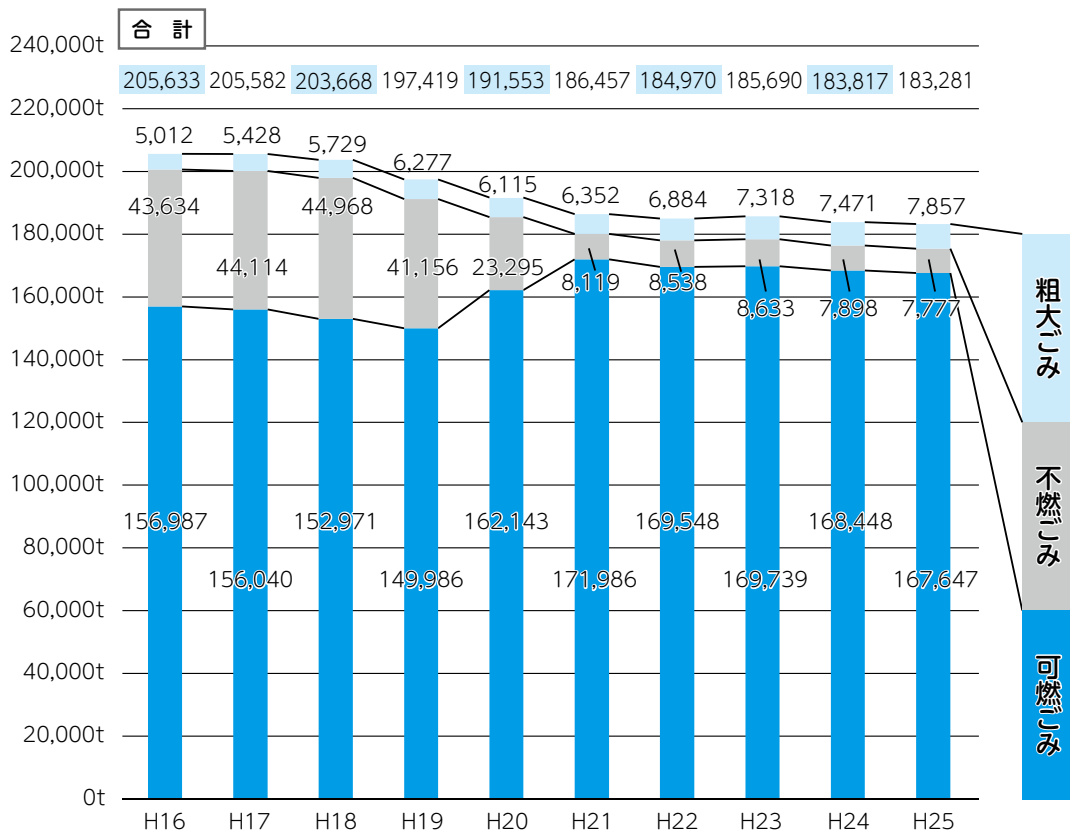


図 2-13 ごみ収集量の推移

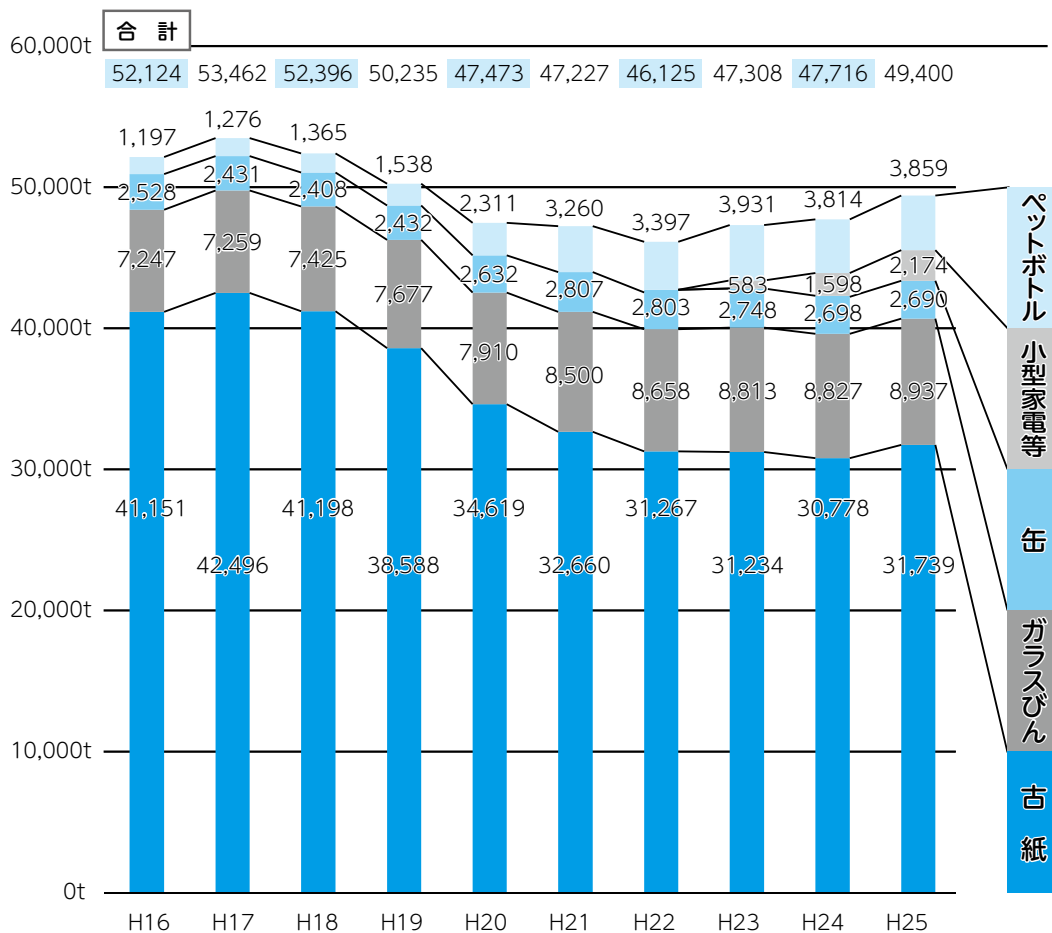


図 2-14 資源回収量の推移

表 2-5 家庭ごみに含まれる資源物の割合

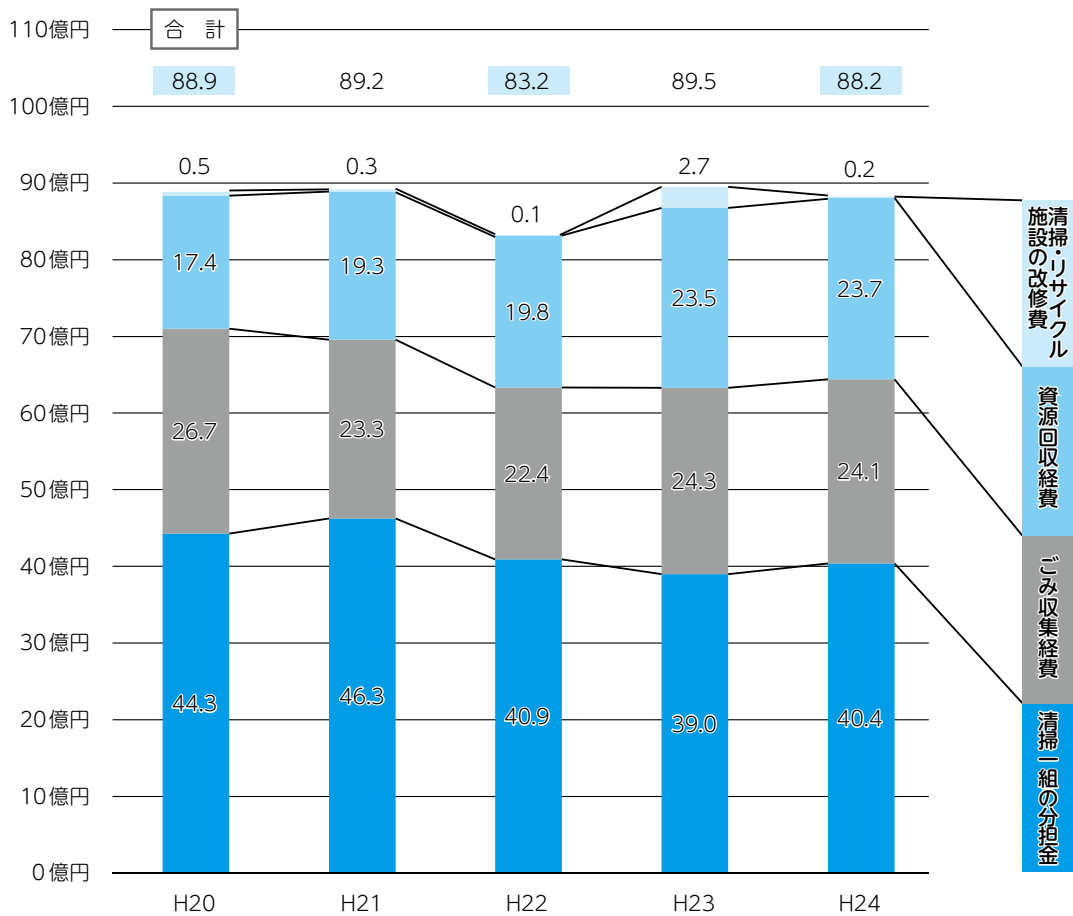
(可燃ごみ)		(不燃ごみ)	
品目	割合	品目	割合
紙類	14.7%	びん類	9.3%
新聞	0.4%	生きびん類	0.1%
折込広告	1.8%	雑びん類	9.2%
雑誌・本	3.6%	缶類	2.4%
段ボール	1.0%	アルミ缶	0.4%
紙パック	0.7%	スチール缶	2.0%
容器包装の紙類	4.1%	可燃系資源化可能物 <sup>(注)</sup>	0.3%
その他の紙類	3.1%	合計	12.0%
布類	5.7%		
プラスチック類	2.5%		
ペットボトル	0.6%		
白色発泡トレイ	0.1%		
色・柄付き発泡トレイ	0.1%		
食品用透明プラスチック容器	1.7%		
不燃系資源化可能物 <sup>(注)</sup>	0.2%		
合計	23.1%		

(注) 可燃系資源化可能物は、紙類、布類、プラスチック類です。不燃系資源化可能物は、びん類、缶類です。

(資料) 「世田谷区家庭ごみ組成分析調査及び家庭ごみ計量調査報告書(平成26年度版)」(平成26年8月、世田谷区)より算定

### ③ 清掃費の推移

年度ごとの清掃費は約 80 ～ 90 億円で推移しています。今後も効率的な取り組みを行い、コストを減らすことが必要です。



清掃・リサイクル施設の改修費	エコプラザ用賀・リサイクル千歳台などの改修費
資源回収経費	古紙・ガラスびん・缶・ペットボトルなどの回収経費
ごみ収集経費	可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの収集・運搬経費
清掃一組の分担金	清掃一組において焼却処理等の中間処理を行うための経費

図 2-15 清掃費の推移